

平成21年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(その1)

区 分	件 名	概 要																																
<p>予算 (1件) 総務部</p>	<p>【1】平成20年度三重県一般会計補正予算(第8号)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">議案</td> <td rowspan="2">7 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>議 案</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>定 出</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7 件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p>	予 算	1 件	}	議案	7 件	条 例	6 件	その 他	議 案				報 告	定 出				認 定	出				提 出	件				計	7 件			
予 算	1 件	}	議案	7 件																														
条 例	6 件																																	
その 他	議 案																																	
報 告	定 出																																	
認 定	出																																	
提 出	件																																	
計	7 件																																	

区 分	件 名	概 要
条例案 (6 件) 生活・文化部	<p>【 2 】 三重県ふるさと雇用再生特別基金条例案</p> <p>【 3 】 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例案</p>	<p>国から交付されるふるさと雇用再生特別交付金ならびに緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、緊急に雇用及び就業の機会の創出を図る事業を実施するため、三重県ふるさと雇用再生特別基金並びに三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金を設置するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</p> <p>(2) 平成 2 4 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。</p> <p>(3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">ふるさと雇用再生特別交付金の概要</p> <p>現下の雇用失業情勢が下降局面にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援する。</p> <p style="text-align: center;">緊急雇用創出事業臨時特例交付金の概要</p> <p>雇用失業情勢が下降局面にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託等して、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就業相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業を実施する。</p>	
	<p>【 4 】 三重県消費者行政活性化基金条例案</p>	<p>国から交付される地方消費者行政活性化交付金により、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、三重県消費者行政活性化基金を設置するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</p> <p>(2) 平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。</p> <p>(3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">地方消費者行政活性化交付金の概要</p> <p>消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、地方公共団体の消費者行政活性化の取組を支援し、地域の消費者の安心を確保しようとするものである。</p>		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【5】 三重県安心こども基金条例案</p>	<p>国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金により、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、三重県安心こども基金を設置するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。 (2) 平成23年3月31日限り、その効力を失う。 (3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>
	<p>参 考</p> <p>子育て支援対策臨時特例交付金の概要 「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備、認定こども園等の新たな保育需用への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、子育て支援対策臨時特例交付金を創設し、これを基に基金を造成し子育て支援事業を実施する。</p>	
	<p>【6】 三重県妊婦健康診査支援基金条例案</p>	<p>国から交付される妊婦健康診査臨時特例交付金により、市町が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、三重県妊婦健康診査支援基金を設置するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。 (2) 平成23年3月31日限り、その効力を失う。 (3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>
<p>参 考</p> <p>妊婦健康診査臨時特例交付金の概要 近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。 このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。</p>		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【 7 】 三重県障害者自立支援対策 臨時特例基金条例の一部を 改正する条例案</p>	<p>障害者自立支援対策臨時特例基金の設置の目的となる事業の追加及び実施期間の延長に伴い、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 基金の設置の目的に福祉及び介護の人材確保を図るための事業を追加する。</p> <p>(2) 事業の実施期間を平成 2 3 年度まで延長する。</p> <p>(3) 事業の精算については、平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日までとする。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">障害者自立支援対策臨時特例基金の概要</p> <p>障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、法施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進に対応するため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付し、もって障害児及び障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的として平成 1 8 年度に各都道府県に交付されたものである。</p> <p>この交付金をもって、平成 1 8 年度に障害者自立支援対策臨時特例基金を造成している。</p>		

平成21年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(その2)

区 分	件 名	概 要																	
予算 (16件) 総務部	【1】平成21年度三重県一般会計予算 【2】平成21年度三重県交通災害共済事業特別会計予算 【3】平成21年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 【4】平成21年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計予算 【5】平成21年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計予算 【6】平成21年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 【7】平成21年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 【8】平成21年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 【9】平成21年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 【10】平成21年度三重県港湾整備事業特別会計予算 【11】平成21年度三重県流域下水道事業特別会計予算 【12】平成21年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算 【13】平成21年度三重県水道事業会計予算 【14】平成21年度三重県工業用水道事業会計予算 【15】平成21年度三重県電気事業会計予算 【16】平成21年度三重県病院事業会計予算	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">予 算</td> <td style="width: 15%;">16件</td> <td rowspan="5" style="width: 10%; vertical-align: middle;">} 議案 59件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>27件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>72件</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p>	予 算	16件	} 議案 59件	条 例 案	27件	その他議案	16件	報 告	13件	認 定	- 件	提 出	- 件		計	72件	
予 算	16件	} 議案 59件																	
条 例 案	27件																		
その他議案	16件																		
報 告	13件																		
認 定	- 件																		
提 出	- 件																		
計	72件																		

区 分	件 名	概 要
条例案 (27件) 政策部	【17】 三重県統計調査条例案	<p>統計法の改正にかんがみ、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的として、三重県統計調査条例の全部を改正するものである。</p> <p>(平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 統計データが有効に活用できるよう、調査票情報の県機関での二次利用や外部の公的機関への提供について、規定を整備する。</p> <p>(2) 統計調査対象者の秘密保護の強化を図るため、罰則規定を整備する。</p> <p>(3) その他規定を整備するものとする。</p> <p>参 考</p> <p>「社会の情報基盤としての統計」を基本理念とし、統計調査の有効利用を促進するとともに、統計調査対象者の秘密保護の強化を図ることなどを目的として、統計法が全部改正され、新統計法として平成21年4月1日に全面施行される。</p> <p>この新しい統計法との整合性を図る観点から、三重県統計調査条例を全部改正することとした。</p>
防災危機管理部	【18】 三重県防災対策推進条例案	<p>防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、事業者及び県の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、相互の緊密な連携の下、災害が発生した場合における被害の軽減を図るための施策についての基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現に寄与するため、三重県地震対策推進条例の全部を改正する必要がある。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 条例の題名を三重県防災対策推進条例(現行 三重県地震対策推進条例)に改める。</p> <p>(2) 対象を地震から自然災害全般とする。</p> <p>(3) 施策別の構成から主体別の構成とする。</p>
総務部	【19】 職員の勤務時間の見直し等に 伴う関係条例の整備に 関する条例案	<p>職員の勤務時間の見直し等に伴い、関係条例の規定を整備するものである。</p> <p>(平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 ア 職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とし、1日につき7時間45分を割り振るものとする。 イ その他規定を整備するものとする。</p> <p>(2) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <p>(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正</p>

区 分	件 名	概 要
政策部	<p>【20】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成21年4月1日(一部平成21年6月1日、平成21年7月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 農地法第4条第1項の規定に基づく農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。)等の事務を処理することとする市町に多気町及び大台町を加えるものとする。</p> <p>(2) (1)に伴い、租税特別措置法第70条の4第30項(同法第70条の6第36項において準用する場合を含む。)の規定による農地法第4条及び第5条の許可を行ったことによって農地の所有権の移転等の事実が生じた旨を、所轄税務署長へ通知((1)に掲げる許可に係るものに限る。)する事務を処理することとする市町に多気町及び大台町を加えるものとする。</p> <p>(3) 三重県食の安全・安心の確保に関する条例第24条第1項の規定に基づく食品等の自主回収報告の受理及び同条例第25条第1項から第3項までの規定に基づく自主回収に係る指導等の事務を新たに四日市市へ移譲するものとする。</p> <p>(4) 薬事法の改正に伴い規定を整備するものとする。</p>
<p>参 考</p> <p>地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p>		
総務部	<p>【21】 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成21年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局等の職員の定数の改正を行うものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>職員定数の改正</p> <p>知事の事務部局 現行4,670人 改正後4,500人 増減 170人</p> <p>企業庁の職員 現行278人 改正後269人 増減 9人</p>

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【 2 2 】 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県の財政状況を考慮し、知事及び副知事等の給与を減額するための特例期間の延長等の改正を行うものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・知事及び副知事等の給与を減額するための特例期間を平成22年3月31日(現行 平成21年3月31日)まで延長する。</p>
	<p>参 考 改正理由</p> <p>平成17年度から4年間、知事、副知事等及び管理職員については、給与の特例的な減額を実施しているが、県の財政状況は依然として厳しいことから、引き続き1年間(平成21年度)も同様の取組を継続することによるものである。</p>	

区 分	件 名	概 要																																						
総務部 つづき	<p>【23】 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>(参 考) 日当の主な改正内容</p> <p>○ 一般職員等</p> <table border="1" data-bbox="427 741 1442 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">県内</th> <th colspan="2">県外</th> </tr> <tr> <th>交通機関</th> <th>公用車等</th> <th>交通機関</th> <th>公用車等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【現 行】 日 当</td> <td>550円</td> <td>550円</td> <td>1,300円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>【改正後】 旅行雑費</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>1,300円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 知事及び副知事</p> <table border="1" data-bbox="427 1256 1442 1688"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">県内</th> <th colspan="2">県外</th> </tr> <tr> <th>交通機関</th> <th>公用車等</th> <th>交通機関</th> <th>公用車等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【現 行】 日 当</td> <td>750円</td> <td>750円</td> <td>1,650円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>【改正後】 旅行雑費</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>1,300円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		県内		県外		交通機関	公用車等	交通機関	公用車等	【現 行】 日 当	550円	550円	1,300円	550円	【改正後】 旅行雑費	なし	なし	1,300円	なし		県内		県外		交通機関	公用車等	交通機関	公用車等	【現 行】 日 当	750円	750円	1,650円	750円	【改正後】 旅行雑費	なし	なし	1,300円	なし	<p>職員等の旅行の実情等にかんがみ、旅費の支給等について改正を行うものである。</p> <p>(平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 交通機関による県外への旅行以外の旅行にかかる日当を廃止する。 (2) 日当の名称を旅行雑費に変更する。 (3) 知事及び副知事の旅行雑費の額は、一般職員と同額とする。 (4) その他の規定を整備するものとする。</p>
	県内		県外																																					
	交通機関	公用車等	交通機関	公用車等																																				
【現 行】 日 当	550円	550円	1,300円	550円																																				
【改正後】 旅行雑費	なし	なし	1,300円	なし																																				
	県内		県外																																					
	交通機関	公用車等	交通機関	公用車等																																				
【現 行】 日 当	750円	750円	1,650円	750円																																				
【改正後】 旅行雑費	なし	なし	1,300円	なし																																				

区 分	件 名	概 要
教育委員会 健康福祉部 農水商工部 環境森林部 県土整備部 生活・文化部	<p>【24】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>教育職員免許法の一部改正等にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。 (平成21年4月1日(一部、平成21年4月16日、平成21年5月1日、平成21年6月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育職員免許法関係 教員免許更新制の導入に伴う事務手数料の設定 (2) 三重県立看護短期大学の証明書交付手数料の廃止 (3) 介護保険法関係 ・介護支援専門員実務研修受講試験手数料の額の改正 ・介護サービス情報調査事務手数料の額の改正等 (4) 薬事法関係 動物用医薬品特例店舗販売業許可申請手数料の追加等 (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係 狩猟免許申請手数料等の額の改正 (6) 建築士法関係 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料の額の改正 (7) 職業能力開発促進法施行令関係 技能検定試験手数料(実技試験を行う場合)の額の改正 <p><参 考></p> <p>教育職員免許法関係 平成19年6月の教育職員免許法の改正により、教員免許更新制が平成21年4月1日から導入される。</p> <p>教員免許更新制の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新制の目的は、教員として必要な最新の知識技能を身につけること。 ・平成21年4月1日以降に授与された教育職員免許状に10年間の有効期間が付されること。 ・免許状を更新するためには、有効期間が切れる2ヶ月前までの2年間で30時間以上の免許状更新講習(注)の受講・修了が必要となること。 ・平成21年3月31日以前に免許状を取得した者も、生年月日に応じて10年毎に免許状更新講習の受講・修了が必要となること。 <p>(注) 免許状更新講習 文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習</p> <p>介護保険法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員実務研修受講試験 介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、実務研修を修了した者が「介護支援専門員資格登録簿」に登録される。登録後、介護支援専門員証の交付を受けた者が、介護支援専門員としての業務に就くことができる。 ・介護サービス情報の公表制度 利用者が介護サービスに係る情報を事前に入手し、介護サービス事業所を比較検討できる制度。平成18年4月から実施され、順次インターネット等を通じて公開している。 <p>薬事法関係 薬事法の改正(平成18年6月)により、一般用医薬品が副作用などのリスクで分類され、そのリスクに応じた医薬品販売制度が平成21年6月1日から導入されることになった。この制度には、新たに動物用医薬品の店舗販売業の許可の特例による動物用医薬品特例店舗販売業の許可制度が、導入される。</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、建築士法及び職業能力開発促進法施行令関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料標準額については、地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われており、平成20年度は見直しの年度である。

区 分	件 名	概 要
防災危機管理部	<p>【25】 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正にかんがみ、規定を整備するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 火薬類取締法に規定する試験手数料を改正する。 (2) 高圧ガス保安法に規定する試験手数料を改正する。 (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する試験手数料を改正する。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>改正理由 地方自治法第228条第1項に規定する「手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務」及び「政令で定める手数料」として制定されている地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されるため、三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例を改正するものである。</p> <p>地方自治法 (分担金等に関する規制及び罰則) 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。</p>		
農水商工部	<p>【26】 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>PCR法による遺伝子学的検査の導入に伴い、手数料についての規定を整備するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>・PCR法による遺伝子学的検査1件につき、3,050円の手数を徴収することを追加する。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>家畜伝染病の診断に必要な検査を加える。</p> <p>PCR法</p> <p>1 PCR法とは PCR法は、微量のDNAを短時間で大量に複製する技術で、大量に複製したDNAを用いて何由来のDNAか(結核菌のDNAか、鳥インフルエンザのDNAか)特定する手法で、医療や犯罪捜査にも広く利用されている。</p> <p>2 利点</p> <p>(1) 迅速性 たとえば、鳥インフルエンザの診断をウイルス分離で実施すると2日から3日要するが、PCR法で実施すると半日で特定でき、いち早くまん延防止措置をとることが可能になる。</p> <p>(2) 応用範囲が広い 一部の試薬を変えるだけで、多くの遺伝子(家畜伝染病のウイルスや細菌の遺伝子)に対応可能である。</p>		

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【27】 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>道路交通法等の一部改正に伴い、手数料についての規定を整備するものである。 (平成21年6月1日から(一部平成21年4月1日又は規則で定める日)施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法関係手数料について講習手数料の区分及び手数料の額を変更し、認知機能検査手数料を設ける。 ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料について手数料の額の変更を行う。 ・その他の手数料に認知機能検査講習手数料を設ける。
<p><参 考></p> <p>道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号) 運転免許更新手続において75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査及び認知機能検査の結果に基づく高齢者講習について、新たに規定されたものである。 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成20年政令第398号) 自動車運転代行業の認定の申請に対する審査に係る手数料が改定されるものである。</p>		
健康福祉部	<p>【28】 三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>介護保険財政安定化基金の積立て等の状況にかんがみ、拠出率について所要の改正をするものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠出率 改正前 1,000分の1 改正後 0
<p>参 考</p> <p>財政安定化基金の概要 介護保険制度が安定的に運営されるよう、見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町等の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、市町等に対して資金の交付・貸付を行うため、都道府県に設置される。(介護保険法 第147条)</p> <p>基金の状況 平成20年度末の基金保有額見込み 約47億8千万円 貸付・交付額(累計) 約9億2千万円</p>		
	<p>【29】 三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県内に歯科技工士を確保する目的等により、修学資金の返還免除に関する規定を整備するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科技工士修学資金制度における返還免除に関する規定を制定 ・返還免除の対象者 歯科技工士法の規定に基づく学校又は養成所に在学し、資金の貸与を受けた者 ・返還免除となる従事期間 5年間

区 分	件 名	概 要																												
生活・文化部	<p>【30】 三重県立職業能力開発施設 条例の一部を改正する条例 案</p>	<p>三重県立津高等技術学校において、離職者の訓練に係る授業料等を徴収しない場合の規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 授業料等の納付要件の規定に規則で定める普通過程の訓練料に係る者についての除外規定を加える。 (2) 改正後の授業料等の規定は、平成21年4月1日以後に入校しようとする者から適用する。</p>																												
<p>参 考 改正理由 国からの委託により国費負担による離職者向けの訓練コースを津高等技術学校に設置するにあたり、離職者向けに行う普通課程訓練に係る者から授業料等を徴収しない場合の規定を加える。</p>																														
教育委員会	<p>【31】 公立学校職員定数条例の一 部を改正する条例案</p> <p>【32】 三重県教育職員特別免許状 授与審査委員の設置に関す る条例の一部を改正する条 例案</p>	<p>平成21年度における公立学校の児童生徒数の増減に伴う教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数等の改正を行うものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立学校職員定数の改正 <table border="1" data-bbox="730 1120 1474 1348"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,781人</td> <td>3,751人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,087人</td> <td>1,083人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>7,269人</td> <td>7,261人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,925人</td> <td>3,892人</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>16,062人</td> <td>15,987人</td> <td>75人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【32】 教育職員免許法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律の改正に伴う引用条文の条項ずれにより、規定を整備する。 			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,781人	3,751人	30人	特別支援学校	1,087人	1,083人	4人	市町立学校	小学校	7,269人	7,261人	8人	中学校	3,925人	3,892人	33人	合計		16,062人	15,987人	75人
		現行	改正後	増減																										
県立学校	高等学校	3,781人	3,751人	30人																										
	特別支援学校	1,087人	1,083人	4人																										
市町立学校	小学校	7,269人	7,261人	8人																										
	中学校	3,925人	3,892人	33人																										
合計		16,062人	15,987人	75人																										
<p>参 考 特別免許状制度 (1) 制度の概要 大学での養成教育を受けていない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する。昭和63年の教育職員免許法の改正により制度化 (2) 制度のねらい 優れた知識や技能を有する社会人に免許状を与え、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応とその活性化をねらいとする。</p>																														

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【33】 公立学校職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部 を改正する条例案</p>	<p>公立学校職員の勤務時間の見直し等に伴い、規定を整備するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 公立学校職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とし、1日につき7時間45分を割り振るものとする。 (2) その他規定を整備するものとする。</p>
	<p>【34】 三重県立高等学校条例の一 部を改正する条例案</p>	<p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立四日市高等学校通信制課程及び三重県立南伊勢高等学校南島分校を廃止するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・三重県立四日市高等学校通信制課程及び三重県立南伊勢高等学校南島分校に係る規定を削る。</p>
	<p>【35】 三重県立熊野少年自然の家 条例の一部を改正する条例 案</p>	<p>三重県立熊野少年自然の家の管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、同施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、利用料金を指定管理者に収受させる規定等を設けるものである。 (平成22年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 三重県立熊野少年自然の家の管理を指定管理者に行わせる。 (2) 指定管理者が行う業務の範囲について定める。 (3) 指定管理者の指定の手続きとして、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定等について定める。 (4) 指定管理者が行う管理の基準として、休業日、利用の許可、利用の制限等について定める。 (5) 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。 (6) 利用料金は、指定管理者が条例に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める。 (7) 宿泊室の利用区分と利用料金を改正するとともに、その他の施設及び設備等の利用料金を新たに定める。</p>
<p>参 考 県立熊野少年自然の家の概要 ・ 宿泊管理棟・・・宿泊室(210人収容)、事務室、研修室、食堂等 ・ 体育館 ・ 野外炊事場 ・ 天体観測ドーム</p>		

区 分	件 名	概 要																										
企業庁	<p>【36】 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県北部広域圏広域的水道整備計画の改定に伴い、北中勢水道の一日最大給水量を改定するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北中勢水道の一日最大給水量を 289,516^{m³}(現行 343,900^{m³})に引き下げる。 <p>参 考</p> <p>広域的水道整備計画の改定理由 近年の社会経済状況の変化などにより、水需要と計画水量に乖離が生じ、北部広域圏の 12 市町から広域的水道整備計画の改定について要請があり、平成 20 年 3 月に改定が行われた。</p> <p>北部広域圏広域的水道整備計画における北中勢水道用水供給事業(第2次拡張事業)の内容(改定後)</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業主体 三重県 給水対象 桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町、川越町、朝日町、菟野町、津市、松阪市(6市4町) 目標年度 平成 30 年度(改定前 平成 22 年度) 一日最大給水量 76,800^{m³}(北勢地域 18,000^{m³}、中勢地域 58,800^{m³}) (改定前 131,184^{m³}(北勢地域 47,600^{m³}、中勢地域 83,584^{m³})) 水 源 長良川河口堰 根幹的水道施設である当該事業の工事期間 平成 5 年度～平成 29 年度(改定前 平成 5 年度～平成 19 年度) 事業費概算額 1,033 億円(改定前 1,200 億円) <p>事業縮小の手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> 広域的水道整備計画改定要請(市町 県)・・・平成 19 年 8 月 広域的水道整備計画の市町同意・・・平成 20 年 2 月 広域的水道整備計画の県議会同意(改定)・・・平成 20 年 3 月 三重県公営企業の設置等に関する条例の改正・・・平成 21 年 3 月予定 <p>一日最大給水量の内訳(m³)</p> <table border="1" data-bbox="432 1312 1410 1473"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">北勢系</th> <th colspan="2">中勢系</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>木曾川 用水系</th> <th>三重用 水系</th> <th>長良川 水系</th> <th>雲出川 水系</th> <th>長良川 水系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>80,300</td> <td>51,000</td> <td>47,600</td> <td>81,416</td> <td>83,584</td> <td>343,900</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>80,300</td> <td>51,000</td> <td>18,000</td> <td>81,416</td> <td>58,800</td> <td>289,516</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	北勢系			中勢系		合 計	木曾川 用水系	三重用 水系	長良川 水系	雲出川 水系	長良川 水系	変更前	80,300	51,000	47,600	81,416	83,584	343,900	変更後	80,300	51,000	18,000	81,416	58,800	289,516
区 分	北勢系			中勢系		合 計																						
	木曾川 用水系	三重用 水系	長良川 水系	雲出川 水系	長良川 水系																							
変更前	80,300	51,000	47,600	81,416	83,584	343,900																						
変更後	80,300	51,000	18,000	81,416	58,800	289,516																						

区 分	件 名	概 要																																																						
企業庁 つづき	<p>【37】 三重県水道供給条例の一部を改正する条例案</p>	<p>伊賀水道用水供給事業において、伊賀市への給水を開始すること及び北中勢水道用水供給事業において、亀山市の区域への給水を一部開始することに伴い、規定を整備するものである。 (平成21年4月1日(一部平成21年7月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 伊賀水道用水供給事業の料金に関する規定を整備する。 基本料金の料率「1,600円」、使用料金の料率「65円」、超過料金の料率「180円」</p> <p>(2) 北中勢水道用水供給事業の北勢系長良川水系における亀山市の区域に係る料金に関する規定を整備する。 ア 亀山市の区域に係る料金(新たに設定する料金) 基本料金の料率「3,130円」、使用料金の料率「39円」、超過料金の料率「180円」 イ 亀山市の区域以外の区域に係る料金(現行料金) 基本料金の料率「1,400円」、使用料金の料率「39円」、超過料金の料率「180円」</p> <p>参 考</p> <p>伊賀水道用水供給事業</p> <table border="1" data-bbox="432 958 1094 1184"> <tr><td>計画目標年度</td><td>平成30年度</td></tr> <tr><td>水 源</td><td>淀川水系木津川(補助水源:川上ダム)</td></tr> <tr><td>一日最大取水量</td><td>30,914m³</td></tr> <tr><td>一日最大給水量</td><td>28,750m³</td></tr> <tr><td>工事期間</td><td>平成10年度～平成20年度</td></tr> <tr><td>給水対象</td><td>1市(伊賀市)</td></tr> <tr><td>給水開始予定</td><td>平成21年4月1日</td></tr> </table> <p>平成21年4月1日から伊賀市へ給水を開始することに伴い、基本料金、使用料金及び超過料金の料率を定めるものである。</p> <p>北中勢水道用水供給事業 北勢系 長良川水系 給水状況 (単位 m³/日)</p> <table border="1" data-bbox="432 1341 1410 1729"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>一部給水 (平成13年4月 給水開始)</th> <th>一部給水 (平成21年7月 給水開始予定)</th> <th>長良川水系計 (平成23年4月 給水開始予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>桑名市</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>木曽岬町</td><td>1,700</td><td>1,700</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>四日市市</td><td>700</td><td>700</td><td>2,200</td></tr> <tr><td>菰野町</td><td>-</td><td>-</td><td>700</td></tr> <tr><td>朝日町</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>川越町</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>鈴鹿市</td><td>-</td><td>-</td><td>2,200</td></tr> <tr><td>亀山市</td><td>-</td><td>7,000</td><td>7,400</td></tr> <tr><td>計</td><td>6,400</td><td>13,400</td><td>18,000</td></tr> </tbody> </table> <p>北勢系長良川水系については、一日最大給水量 18,000m³のうち、平成13年から北勢2市3町(桑名市、四日市市、木曽岬町、朝日町、川越町)へ日量 6,400m³の給水を開始しているが、平成21年7月1日から亀山市へ給水を一部開始することに伴い、基本料金、使用料金及び超過料金の料率を定めるものである。</p>	計画目標年度	平成30年度	水 源	淀川水系木津川(補助水源:川上ダム)	一日最大取水量	30,914m ³	一日最大給水量	28,750m ³	工事期間	平成10年度～平成20年度	給水対象	1市(伊賀市)	給水開始予定	平成21年4月1日	市 町 名	一部給水 (平成13年4月 給水開始)	一部給水 (平成21年7月 給水開始予定)	長良川水系計 (平成23年4月 給水開始予定)	桑名市	2,000	2,000	1,100	木曽岬町	1,700	1,700	2,000	四日市市	700	700	2,200	菰野町	-	-	700	朝日町	1,000	1,000	1,000	川越町	1,000	1,000	1,400	鈴鹿市	-	-	2,200	亀山市	-	7,000	7,400	計	6,400	13,400	18,000
計画目標年度	平成30年度																																																							
水 源	淀川水系木津川(補助水源:川上ダム)																																																							
一日最大取水量	30,914m ³																																																							
一日最大給水量	28,750m ³																																																							
工事期間	平成10年度～平成20年度																																																							
給水対象	1市(伊賀市)																																																							
給水開始予定	平成21年4月1日																																																							
市 町 名	一部給水 (平成13年4月 給水開始)	一部給水 (平成21年7月 給水開始予定)	長良川水系計 (平成23年4月 給水開始予定)																																																					
桑名市	2,000	2,000	1,100																																																					
木曽岬町	1,700	1,700	2,000																																																					
四日市市	700	700	2,200																																																					
菰野町	-	-	700																																																					
朝日町	1,000	1,000	1,000																																																					
川越町	1,000	1,000	1,400																																																					
鈴鹿市	-	-	2,200																																																					
亀山市	-	7,000	7,400																																																					
計	6,400	13,400	18,000																																																					

区 分	件 名	概 要																								
病院事業庁	【 3 8 】 三重県病院事業庁看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案	<p>助産師になろうとする者に貸与する修学資金の返還を免除することにより、県立病院において業務に従事する助産師の確保を図るものである。</p> <p>(平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 題名を「三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例」に改める。</p> <p>(2) 返還免除となる要件に助産師を追加する。</p>																								
警察本部	【 3 9 】 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案	<p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うものである。</p> <p>(規則で定める日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察官の定員を改める。 <table border="1" data-bbox="734 896 1436 1097"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td>111人</td> <td>112人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>231人</td> <td>232人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>1,737人</td> <td>1,746人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>巡査</td> <td>908人</td> <td>913人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,987人</td> <td>3,003人</td> <td>16人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	警視	111人	112人	1人	警部	231人	232人	1人	警部補及び巡査部長	1,737人	1,746人	9人	巡査	908人	913人	5人	合 計	2,987人	3,003人	16人
	現行	改正後	増減																							
警視	111人	112人	1人																							
警部	231人	232人	1人																							
警部補及び巡査部長	1,737人	1,746人	9人																							
巡査	908人	913人	5人																							
合 計	2,987人	3,003人	16人																							
出納局	【 4 0 】 三重県積立基金条例を廃止する条例案	<p>所期の目的を達したため、三重県積立基金条例を廃止するものである。</p> <p>(平成21年4月1日から施行)</p>																								
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">三重県積立基金の概要</p> <p>三重県積立基金は、歳計剰余金等の積立を定めた明治45年制定の縣積立金設置規程などに基づく積立金を、昭和24年に条例による積立金とした後、全国的に民間資金が不足していた昭和20年代後半から30年代にかけて、政策遂行にあたり県として支援するため株式を保有するなど一定の役割を果たしてきた。昭和39年には三重県積立基金条例により基金として設置され、平成15年から平成18年にかけて保有していた株式を全て売却するとともに、平成12年度からは財務会計システムの開発、運用費等の財源に充ててきたが、今年度で残額がなくなることから、廃止することとした。</p>																										

区 分	件 名	概 要
政策部	<p>【 4 1 】 三重県水資源対策基金条例を廃止する条例案</p>	<p>三重県水資源対策基金の目的を達し、基金の全部を処分することに伴い、基金条例を廃止するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">三重県水資源対策基金条例の概要</p> <p>長良川河口堰建設事業、三重用水事業等の大規模な水資源開発事業が実施され、これらの建設完了に伴い、多額の償還金が生じ、県財政を圧迫することが予測されたことから、独立行政法人水資源機構が行う事業に係る県の利水負担金の財源に充てるため、三重県水資源対策基金を、昭和61年度に設置したものである。</p>		
総務部	<p>【 4 2 】 三重県振興拠点地域における県税の特例措置に関する条例等を廃止する条例案</p>	<p>多極分散型国土形成促進法に基づく三重県振興拠点地域基本構想の廃止等に伴い、県税の特例措置を定めた条例について、廃止を行うものである。 (公布の日から施行)</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">廃止理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県振興拠点地域における県税の特例措置に関する条例については、多極分散型国土形成促進法に基づき承認された県の振興拠点地域基本構想が廃止されたことにより、適用されることがなくなったことから、この条例を廃止する。昭和三十四年第十五号台風被害者に対する県税の減免等に関する条例及び昭和三十五年チリ地震津波被害者に対する県税の減免に関する条例については、その適用がないことから、これらの条例を廃止する。 ・昭和三十四年第十五号台風被害者に対する県税の減免等に関する条例 減免の申請 災害を受けた日から60日以内 昭和34年第15号台風(気象庁によって「伊勢湾台風」と命名)9月26日上陸、27日に温帯低気圧に変わる。 ・昭和三十五年チリ地震津波被害者に対する県税の減免に関する条例 減免の申請 条例公布日(昭和35年8月15日)から30日以内 		
健康福祉部	<p>【 4 3 】 病院事業の在り方検討委員会条例を廃止する条例案</p>	<p>三重県病院事業の在り方に係る調査審議が終了したことに伴い、病院事業の在り方検討委員会条例を廃止するものである。 (公布の日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
その他議案 (16件) 総務部	【44】 包括外部監査契約について	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 (1) 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 (2) 契約の始期 平成21年4月1日 (3) 契約金額 14,725,200円を上限とする額 (4) 契約の相手方 水野信勝：公認会計士
	【45】 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について	全国自治宝くじ事務協議会に岡山市が加入することについて、全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年三重県告示第301号）の一部を変更するものである。 （平成21年4月1日から施行）
環境森林部	【46】 林道関係建設事業に対する市町の負担について	平成21年度において県の行う林道関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
農水商工部	【47】 県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成21年度において県の行う農水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
県土整備部	【48】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成21年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<p>【49】 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）維持管理等に要する費用の市町負担の改定について</p>	<p>北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、平成21年度から平成23年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。</p> <p>1 関係市町 四日市市 桑名市 いなべ市 東員町 菰野町 朝日町 川越町</p> <p>2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 58円</p>
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>供用開始年月：昭和63年1月 現行単価：流入水量1立方メートルにつき 61円（平成20年度）</p>	
	<p>【50】 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）維持管理等に要する費用の市負担の改定について</p>	<p>北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、平成21年度から平成23年度までの関係市の負担を次のとおり定める。</p> <p>1 関係市 四日市市 鈴鹿市 亀山市</p> <p>2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 71円</p>
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>供用開始年月：平成8年1月 現行単価：流入水量1立方メートルにつき 72円（平成20年度）</p>	
	<p>【51】 中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）維持管理等に要する費用の市負担の改定について</p>	<p>中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、平成21年度から平成23年度までの関係市の負担を次のとおり定める。</p> <p>1 関係市 津市</p> <p>2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 81円</p>
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>供用開始年月：平成5年4月 現行単価：流入水量1立方メートルにつき 76円（平成20年度）</p>	

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【52】 中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）維持管理等に要する費用の市町負担の改定について	中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、平成21年度から平成23年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。 1 関係市町 津市 松阪市 多気町 2 負担金 一般排水 流入水量1立方メートルにつき 80円 特定排水 流入水量1立方メートルにつき 100円
参 考 供用開始年月：平成10年4月 現行単価：一般排水 流入水量1立方メートルにつき 90円（平成10年度～） 特定排水 流入水量1立方メートルにつき 110円（平成10年度～）		
総務部	【53】 工事請負契約について	三重県伊勢庁舎本館等建築工事 場所 伊勢市勢田町地内 契約金額 1,979,250,000円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 四日市市久保田町2丁目10-13 ナカノフドー・丸亀産業・日本屋特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社ナカノフドー建設三重営業所 所長 磯島 英治 工事の概要 本館 RC造 4階一部2階建 延べ面積 9,253.34㎡ 上記にかかる建築工事一式
県土整備部	【54】 工事請負契約について	一般国道167号第二伊勢道路（4号トンネル（仮称）） 国補道路改良工事 場所 伊勢市朝熊町地内～二見町松下地内 契約金額 1,528,800,000円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 鈴鹿市白子町字長ヲサ2988-1 NIPPO・稲葉・宮本特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 NIPPO コーポレーション三重統括事務所 所長 北浦 喜一 工事の概要 トンネル工 L = 481m 道路工 L = 64m

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【55】 工事請負契約について	<p>一般地方道蓮峽線（1号橋梁上部工）地方道路交付金工事 場所 松阪市飯高町森地内～飯高町宮本地内 契約金額 519,750,000 円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目13番26号 松尾橋梁株式会社名古屋営業所 所長 柴山 峰明</p> <p>工事の概要 橋梁上部工 L = 88 m</p>
	【56】 工事請負契約について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター 系3・4池水処理施設（土木）建設工事 場所 伊勢市大湊町地内 契約金額 981,750,000 円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 伊勢市浦口4丁目1番11号 山野・西邦特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔</p> <p>工事の概要 掘削土工 31,220 m³ コンクリート工 7,350 m³ 鉄筋工 637 t 既製杭工 190本</p>
	【57】 工事請負契約について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第8工区）管渠工事 場所 伊勢市小俣町元町地内～小俣町本町地内 契約金額 813,750,000 円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 伊勢市円座町1005番地 森・宮本特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社森組 代表取締役 森 修</p> <p>工事の概要 施工延長 1,436 m シールド工 1,431 m （セグメント外径 1,800 mm） 立坑工 1箇所 人孔工 1基</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【58】 訴えの提起(和解を含む。)について</p>	<p>三重県立南伊勢高等学校(南勢校舎)の学校用地について、所有権確認請求事件に係る訴訟により、三重県の所有であることが確定したため、所有権移転登記手続を求めるものである。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>1 相手方住所氏名 愛知県瀬戸市松原町一丁目 65 番地 藤田 幸雄</p> <p>2 事件名 所有権移転登記手続請求事件</p> <p>3 事件の内容 三重県立南伊勢高等学校(南勢校舎)の学校用地について、所有権確認請求事件に係る訴訟により、三重県の所有であることが確定したため、所有権移転登記手続を求める訴訟である。</p> <p>4 請求の要旨 三重県が相手方に対して、所有権移転登記手続を求める。</p>		
農水商工部	<p>【59】 三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県地方卸売市場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県地方卸売市場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 松阪市小津町 8 0 0 番地 名 称 みえ中央市場マネジメント株式会社 代表者 代表取締役 山下 純一郎</p> <p>指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
報告 (13件) 県土整備部	【60】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
生活・文化部	【61】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年10月22日津市久居明神町地内の駐車場において発生した生活・文化部(勤労・雇用支援室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 75,000円
健康福祉部	【62】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年10月15日名張市桔梗が丘地内の市道において発生した伊賀保健福祉事務所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 12,943円
農水商工部	【63】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年11月25日津市芸濃町地内の県道津芸濃大山田線において発生した津農林水産商工環境事務所(総務企画農地室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 82,500円
県土整備部	【64】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年6月13日鳥羽市鳥羽三丁目地内の国道167号において発生した志摩建設事務所(総務・管理・建築室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 320,138円
警察本部	【65】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年6月13日松阪市小野江町地内の市道において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 278,000円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【 6 6 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 6 7 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 6 8 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 6 9 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 7 0 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 2 0 年 7 月 2 2 日名張市下比奈知地内の市道において発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 49,305 円</p> <p>平成 2 0 年 8 月 1 5 日四日市市西日野町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 20,493 円</p> <p>平成 2 0 年 9 月 3 日四日市市貝塚町地内の国道 2 3 号において発生した交通規制課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 127,000 円</p> <p>平成 2 0 年 9 月 1 0 日鈴鹿市稲生三丁目地内の市道において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 958,906 円</p> <p>平成 2 0 年 1 0 月 1 9 日志摩市大王町地内の国道 2 6 0 号において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 52,800 円</p>
県土整備部	<p>【 7 1 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 7 2 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 1 9 年 8 月 5 日鈴鹿市須賀町地内の県道南堀江須賀線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 10,962 円</p> <p>平成 2 0 年 1 0 月 6 日伊賀市川上地内の県道松阪青山線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 170,383 円</p>

平成21年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(その3)

区 分	件 名	概 要												
<p>その他議案 (1件) 総務部</p>	<p>【1】 工事請負契約について</p>	<table border="1" data-bbox="751 376 1441 566"> <tr> <td>予 算</td> <td>件</td> <td rowspan="4">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1件</td> <td></td> </tr> </table> <p>三重県伊勢庁舎本館等電気設備工事 場所 伊勢市勢田町628-2 ほか 契約金額 364,350,000円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 四日市市西浦1丁目4番11号 川北・大東・植田特定建設工事共同企業体 代表者 川北電気工業株式会社三重営業所 所長 鈴木 利夫 工事の概要 本館 RC造 4階一部2階建 延べ面積 9,253.34㎡ 上記にかかる電気設備工事一式</p>	予 算	件	議案 1件	条 例	件	その他議案	1件	報 告	件	計	1件	
予 算	件	議案 1件												
条 例	件													
その他議案	1件													
報 告	件													
計	1件													